

令和元年度 行政監査 結果報告（概要）

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	河	南	た	だかず

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した令和元年度行政監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査のテーマ

ヤミ専従等（職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反問題）の再発防止策について

2 監査対象

- (1) 神戸市役所改革方針及び実施施策の取組が適切か否か。
- (2) 職員団体等の活動にかかる事務手続の改善で示された事項の事務処理は適正か否か。
- (3) 職員団体等の活動にかかる職務専念義務の免除等、及びそれに基づき支給される給与と退職金の算定の事務処理が適正か否か。

○職員団体・労働組合の活動にかかる職務専念義務の免除手続の改善

ア 事前申請

- ① 職員団体等は交渉出席予定の組合員に対して、書面（メールを含む）により、交渉日時（開始・終了予定時刻）・交渉場所・交渉種別・交渉議題等の職免申請に必要な事項を通知する。
- ② 組合員は、庶務事務システム等により職免事前申請を行い（上記書面を添付・紙供覧）、所属長は職免事前承認を行う。

イ 履行確認 実績報告

- ① 職員団体等は、交渉当日に「交渉概要兼確認依頼書」（以下、「交渉概要」）を当局へ提出する。
- ② 当局は、交渉開始前に「交渉概要」の「交渉出席者」欄に基づき、職員団体等の出席者を確認する。
- ③ 交渉開始時に開始時刻を、交渉終了時に終了時刻を労使双方で確認し、当局において交渉時間を「交渉概要」の「交渉時間」欄に記載する。
- ④ 当局代表者（交渉の主管課長）は、「交渉概要」の記載内容を確認したうえで、「当局代表者確認」欄に押印する。押印後速やかに、「交渉概要」（写）を職員団体等へ交付する。
- ⑤ 職員団体等は、「交渉概要」（写）のコピーを出席した組合員へ配布する。
- ⑥ 組合員は、庶務事務システム等により職免実績報告を行い（「交渉概要」（写）を添付・紙供覧）、所属長は職免実績承認を行う。

3 監査の結果

- (1) 神戸市役所改革方針及び実施施策の取組は、ヤミ専従等の予防策としておおむね適切であった。
しかし、取組の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適切な取組に努められたい。

○指摘事項 ア 職員の自発的な行動につなげていくべきもの

イ 職員の行動を応援する取組、組織の課題を解決する取組の両面で展開していくべきもの

ウ 実施施策の成果等を発信するべきもの

エ 情勢変化等に応じて適宜実施施策を見直すべきもの

- (2) 職員団体等の活動にかかる事務手続の改善で示された事項の事務処理は、適正であった。
- (3) 職員団体等の活動にかかる職務専念義務の免除等、及びそれに基づき支給される給与と退職金の算定の事務処理は、適正であった。